

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成26年9月5日（金）午後3時00分から午後3時25分まで
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安			17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名)
 11番、森本 輝雄

5. 議事案件

- 議第1号 農地法第4条規定による申請の件
- 議第2号 農地法第18条第6項について通知の件
- 議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 議第4号 農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について
- 議第5号 その他
 - 1) 専決処分の報告について
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局

事務局長 仲川博通
 事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

- 議 長 定刻になりましたので、ただ今から9月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名でございますが、定足数に達していますので総会は成立していることをご報告申し上げます。
 (会長あいさつ)
- 議 長 それでは、議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。
 (異議なしの声有り)
- 議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に4番、藤本委員と5番、高井委員のお二人を指名致しますので、よろしくお願い致します。なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍、補佐の両氏を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局より説明を願います。
- 事務局 議第1号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□番□（地目）田（現況）畑（面積）446㎡、申請人□□□町□□□□、露天資材置場への転用でございます。場所は部会現地調査順序表第1番目□□□より南へ約150mのところであります。なお、申請に伴います書類等は具備致しております。以上、第1号議案につきましては、1件の申請であります。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明をお願いします。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。大字□□の□□さんの資材置場への転用申請ですが、本人の趣味でやっておられる資材の露天用具、野外コンサート用音響設備の道具などを置くための場所が必要なためです。現況は畑で、東側は河川、西側は雑種地、南側は田、北側は道路です。平成元年に畑作転換されたので、地上げはしてあり、整地して使用されるとのことです。排水は自然浸透で東側の既設水路に排水する計画です。農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上農地部会の審議内容を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。事務局説明致します。1番、大字□□の件ですが、農地の区分につきましては第2種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は、自己資金でまかなう計画で、転用の目的を達成する資金として適当であろうと考えます。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、本人からの聴取によりまして、許可後より着手ということですので確実と考えます。計画面積につきましては、転用目的からしても、妥当な面積であると考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局より説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 　ご質問などないようですので採決致します。第1号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第1号議案については、県へ送付することに決定致します。それでは次に入ります。議第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）833㎡、借受人、大字□□、□□□、貸出人、大字□□、□□□□□、解約理由は高齢のためでございます。以上、第2号議案につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。
（意見、質問なし）

議 長 　ご質問など、ないようですので、第2号議案は事務局処理と致します。それでは、次に入ります。議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しまして、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課よ

り当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）824㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成26年9月1日から平成29年8月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者□□市□ □□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番地（地目）畑（面積）1,072㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は平成26年9月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることと、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。この内容をご承認いただければ、市の産業振興課に対し、その旨の回答をさせていただきますのでご審議よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（意見、質問なし）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。第3号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第3号議案は、産業振興課に対して原案のとおり決定した旨の回答をすることに決定致します。次に入ります。議第4号を議題と致します。議第4号につきましては、産業振興課の平井補佐より説明をして頂きます。

産業振興課 　議第4号、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について説明致します。それではご説明させて頂きます。まず、皆様方のお手元に農業経営基盤強化促進基本構想方針の冊子をお配りしておりますが、この基本構想と言いますのは、農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして奈良県が独自で基本構想を作っております。それに基づきまして大和高田市もこの基本構想を作っております。今回の変更に関しましては一番元になります強化促進法の改正がございました。これに伴いまして奈良県もこの構想を変更しておりますので、大和高田市も変更する必要がありますが、この変更に関しましては、農業委員会からの意見とJA奈良県からの意見書をもって奈良県へ申請をさせて頂き、報告、縦覧を経まして決定させて頂くという流れになります。なおこの大和高田市の基本構想は平成6年に策定され、その後平成12年、平成18年、平成22年にそれぞれ一部改正をしておりますが、今回で4回目の変更になります。今回の変更のポイントと振興課まして、別紙の綴りの変更のポイントをご覧頂きますと、これによります主な変更点でございますが、まず1点目、新たに農業経営を営もうとする青年等は就農計画を策定し、市町村に提出することになりました。今までは奈良県で決めていましたが、これからは各市町村で決めることとされました。また、市町村にこの計画が提出されたときは、この変更される基本構想に基づきまして市町村がこれに照らし合わせて、適当であると判断したときはこれを認めるとこととなります。今回このことについて変更をさせて頂きたいということであ

ります。続きまして、2点目、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う事業についてでございますが、農地の貸し借り、もしくは新しく農業を行いたい方にそれぞれ仲をとりもつ機関、農地中間管理機構が今年4月に創設されました。今回の改正にも新たに、この機構の取組について出てまいりますので、新たに入れさせて頂きたいということでもあります。3点目が経営指針の見直しということで、本文中の数字、金額等につきましても、新たに金額等を見直しいたしましたので、変更をさせて頂きたいということでもあります。以上、簡単ではございますが、今回の主な変更点についての説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひ振興課です。

議 長 　ただ今、産業振興課の平井補佐より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

1 番 　農地の貸し借りについて、中間管理機構でスムーズに出来るのかなと思いますが、貸しても良いと思っけていても、借り手が見つかるまでの管理が大変だと思いますが、その点についてはどうですか。

産業振興 課 　農地の貸し手は10年以上貸すことが前提で中間管理機構に預けます。ところが、3年間借りてが見つからなければ所有者に返すこととされています。しかし、その3年間は機構が管理することになっています。

1 4 番 　管理機構は、預かった土地を借りてが見つかるまでの3年間は機構が管理してくれる訳ですか。

産業振興 課 　貸し借りについては、一般的には中間管理機構が取り持つことされておりますが、しかし、すべての農地を受けてくれる訳ではなく、管理状態がひどい農地については、場合によっては、受けてもらえない場合があります。

1 4 番 　現在、農地をお持ちの方が、高齢で管理するのも大変なので誰か作ってもらえる方がいないかとよくいわれるのですが、近所で受けていただける方もいなくて困っておられるので、その方は、その機構に頼んでおけばいいのですね。

産業振興 課 　そうですね。受け手と出し手それぞれ中間管理機構に登録しておきますが、しかし、預ける人を選べないので、場合によっては、他の市町村の方に貸されることもあり得るので、一概に借り手が同一大字の方とは限らないこともあります。

1 4 番 　年間の労働時間一人2,000時間となっておりますが、これはどの様に算出しているのですか。

産業振興 課 　これは認定農業者さんでありますので、一般会社員さんの一人平均当たりの労働時間を出して、当てております。ちなみに2,000時間と申しますと、週休2日でお盆・正月休みを除いた日数となっております。

議 長 　色々ご質問をいただきましたが、他にご意見ご質問等ございませんか。
(質問なしの声あり)

議 長 　ご質問などがないようですので採決致します。第4号議案、その他の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第4号議案は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。産業振興課の平井補佐には大変お忙しい中、ありがとうございました。

(産業振興課 平井補佐 退席)

議 長 　それでは次に入ります。議第5号を議題と致します。事務局より説明を願ひます。

事務局

議第5号、その他、1番、専決処分¹の報告についての報告第1号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件について、続けて説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成26年7月26日から8月25日までの報告分でございます。

まず、報告第1号、農地法第4条関係でございます。番号1番、転用届出地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)166㎡、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)351㎡、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)154㎡、大字□□、□□□番3(地目)田(面積)331㎡、届出人 □□□丁目□□□□、露天駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成26年8月28日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

続きまして、報告第2号、農地法第5条関係でございます。番号1番、転用届出地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)0.97㎡、譲渡人、大字□□、□□□□、続きまして大字□□、□□番□(地目)田(面積)1,146㎡、大字□□、□□番□(地目)田(面積)91㎡、大字□□、□□番□(地目)田(面積)144㎡、大字□□、□□番□(地目)田(面積)151㎡、大字□□、□□番□(地目)公衆用道路(現況)田(面積)105㎡、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)17㎡、譲渡人、アメリカ□□□□□□□□、□□□□、以上6筆、いずれも譲受人□□市□□□□売買による所有権移転で、露天資材置場への転用届出でございます。確認委員さんと致しまして、平成26年8月22日に藤岡委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、農地法第4条関係1件4筆、第5条関係1件6筆の専決処分¹の事後報告でございます。

議 長

ただ今、事務局より専決処分¹の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長

ご質問などがないようですので、報告第1号及び報告第2号を終わります。確認委員の奥本委員さん、藤岡委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、これで9月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

本議事録は、大和高田市農業委員会会議規則第8号の規定によりこれを作成し、ここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	藤本 佳昭
署名委員	高井 信安